

入札参加条件

- (1) 建設業法第 28 条に定める指示、又は営業停止を受けてないこと。
- (2) 発注工事に対応する技術者を建設業法第 26 条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- (3) 同工種での建築工事を施工した実績があること。
- (4) 発注工事の工種に係る東京都又は葛飾区における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (5) 入札公表の日から入札の日までの間に東京都において指名停止の措置を受けてない者であること。
- (6) 東京都の平成 30・31 年度建設工事等競争入札参加有資格者で格付けが A ランクであること。
- (7) 経営事項審査の建築一式の総合評定値（P 点）が 1,000 点以上であること。